

Title	"えみし"・"えぞ"の異同と"えみし"アイヌ説
Sub Title	Some problems on Ezo (蝦夷エゾ) and Emishi (蝦夷エミシ)
Author	清水, 潤三(Shimizu, Junzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.1 (1963. 8) ,p.1- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630800-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「えみし」・「えぞ」の

異同と「えみし」アイヌ説

清 水 潤 三

一

「蝦夷」が古代において「えみし」と訓まれ、中世以降においては「えぞ」とよみならわされていたことは疑いない。しかし、この事実から、推すと等しく「蝦夷」の文字をあてられているにもかかわらず、古代の「えみし」と中世以降の「えぞ」とが、必ずしも同一の種族^(註1)を指したものが否か、速断を許さぬこととなる。従来多くの学者によつてこの点が論議されてきたのも故なきことではなかつた。近世において「蝦夷」と記されたものがアイヌであることは、まず疑問の余地がないと思われるが、然りとすれば、古代の「えみし」が日本人と同じ種族で、単に未開の状態に止まつた為に蛮族視されていたにすぎないと説く人びとにとっては、両者を全く異なるものと見なさざるをえなかつた。とくに體質人類学の研究によつて、東北地方の縄文文化人の骨格がアイヌとは著るしく異なるものであり、中世以降に至つては、初めてこの地方にもアイヌと認むべき人骨が発見されるという見解が提出されるに及んで、古代「えみし」は日本人であり、中世に至つて北海道のアイヌが本州にまで南下し、「えぞ」と呼ばれたとする所説が、一部の人びとの間において、特に有力視されるに至つたのである。^(註2)

「えみし」「えぞ」の異同と「えみし」アイヌ説

(一)

一

しかし、そのような事実が果して存在し得たであろうか。少くとも文献に基く研究の上からは、きわめて疑わしいように思われる。本稿においては、この問題を検討し、「えみし」と「えぞ」が同一の種族を指し、ひとしく「蝦夷」の文字をもつて表わされたことが当然である所以を明らかにしたいと思う。

二

まず「蝦夷」の文字が、文献の上にどのように現われているかを明らかにすることからはじめよう。もし連続して見えているならば、その間に種族の交替があったことを認めがたいであろうし、比較的長期に亘って姿を消す時期が指摘されるならば、それ以前は「えみし」を「蝦夷」の文字であらわし、それ以後は全く異なる「えぞ」に対して、同一の文字を用いたとする可能性が生ずるからである。古く同じ観点から、中世における資料の不備を嘆じていた金田一京助氏が、諏訪大明神絵詞の存在に雀躍し、「蝦夷資料の編者前田夏蔭が見付け出してくれた諏訪縁起の中の、鎌倉末期の蝦夷の記事は、吾々に取っては真に空谷の罌音であった。」と記されたのも、(註3) さこそとうなづかれるのであるが、今日では、さらに多数の文献、記録を挙げる事が出来る。

律令政府による蝦夷の征討は、陸奥地方においては弘仁二年(西紀八一一年)文室綿麻呂による爾薩体、弊伊地区の平定をもつて、出羽にあっては元慶五年(八八一年)秋田城下の叛乱鎮定をもつて、一応終りを告げたが、六国史にはそれ以後も蝦夷に関する記事が散見する。その最後のものは三代実録の仁和元年(八八七年)十一月二十一日条であるが、「去年六月二十一日出羽国秋田城中。及飽海郡神宮寺西浜雨石鏃。陰陽寮言。当有凶狄陰謀兵乱之事。云々」とあつて、当時なお彼等の反乱が懸念されていたことが解る。日本紀略によれば、寛平五年五月(八九三年)にも不穩の状

態が見られたのであり、^(註4)三善清行の意見封時十二箇条の中にも「臣伏見陸奥出羽兩國、動有蝦夷之乱」とあって、当時(延喜十四年・九一四年)においても、なお古代「えみし」の強力な残存が窺われる。また延喜式によると、主税式の条下には各国の俘囚料が記載されており、大蔵省式の「賜蕃客例」には「蝦夷、俘囚、訳語人」の例が明記されているが、これらは当時にあつても「えみし」と律令政府との間に引続き密接な関係が存していたことを示すものである。

次いで本朝文粹に収められた陸奥勅符には「蝦夷之起。見表具之。須大興諸国之兵。早以罰滅。然而資夷狄。代已以刺之。耗倉廩而批遐荒。後者亦未為可。加之蠻狗之情。非法禁之所用。狼戾之胆。宣彝倫之所施。宣以威嚴制其外。以仁義懷其内。」とあり、これは朱雀天皇の治世(九三一―九四六年)に当るが、日本紀略によれば天慶二年四月(九三九年)には出羽国に俘囚の乱があつたことが知られ、^(註5)引続き天曆元年二月(九四七年)には陸奥に叛乱が起つて官人十三人が殺されるなど、^(註6)十世紀の半ばに及んでも、「えみし」は完全に屈服するに至っていない。従つて天元三年(九八〇年)の太政官符(類聚符宣抄同年七月廿三日付)に、出羽介平兼忠を秋田城に置いて、警固すべきことを命じ、同じく寛弘三年(一〇〇六年)の太政官符(類聚符宣抄同年三月九日付)に「此国北接蛮夷。南承中国云々」と述べているのも、さきの状態に引続くものとして理解される。すなわち古代「えみし」はこの頃まで根強く残存していたことが明白である。

次いで永承六年(一〇五一年)に至り、いわゆる前九年役が起つた。この時官軍に反抗した中心人物である安倍頼時は、奈良末平安初期に「えみし」の拠点であつた「奥六郡」を横領していたが、字治拾遺物語は彼について「この宗任が父は頼時とて、みちのくにのゑびすにて」と記し、^(註7)陸奥話記には「六箇郡之司有安倍頼良者。是同忠良子也。父祖忠頼東夷酋長。村落皆服。横行六郡劫略人民。子孫尤滋蔓。漸出衣川外。云々」とか、「頼時長男貞任以先年欲娉光貞妹。」^(註8)

而賤其家族不許之。貞任深為恥。」などと記しているから、彼等が俘囚とよばれた「えみし」の出身者であることは疑いない。更に同書には「天喜五年秋九月。進国解言上誅伐頼時之状稱。臣使金為時下毛野興重等甘説奥地俘囚。令与官軍。於是鉞屋仁土呂志宇曾利合三都人安倍富忠為首發兵。」とあるから、青森県の大湊、田名部周辺と推定されるこの三郡地方には、十分に日本化するに至らぬ「えみし」が多数居住していたと見なさざるを得ない。同じく朝野群載所収の康平七年（一〇六四年）三月二十九日付太政官符には、この乱平定の当時、安倍宗任の叔父で小松柵の守将であつた僧良昭が狄地に逃れたと記されているから、依然として東北地方の北部は、異族視されている「未開「えみし」」の天地であつたことが明瞭である。

永保三年（一〇八三年）には「後三年役」が勃発した。この騒乱は、前九年役の功によって鎮守府將軍に任ぜられ、安倍氏に代つて奥六郡を支配した清原武則一族の内訌によることが明らかであるが、中右記は寛治元年（一〇八七年）十二月二十六日条に「追討俘囚」の語を用いており、奥州後三年記には「武則えびすのいやしき名をもちて、かたじけなくも鎮守府將軍の名をけがせり。」とあり、陸奥話記は「出羽山北の俘囚主清原真人光頼舎弟武則等云々」と記しているから清原氏もまた安倍氏と同じく俘囚の出身であり、「えみし」であつたと見なければならぬ。従つて、この両役の真相は古くから相次いだ俘囚の叛乱と同種のものであり、ただ俘囚の日本化が進んでいるために、異族としての様相と描写が稀薄となつてにすぎないことが解る。特に鉞屋、仁土呂志、宇曾利の如く、主戦場の背後には夷人が居住する「狄地」が残されていたことは注目に価しよう。

更に清原氏に代つて鎮守府將軍となり、いわゆる平泉政權を打ちたてた藤原清衡も、また俘囚であつたと思われる。彼の母は安倍頼時の女であるから、父の藤原経清が亘理権太夫と称し、陸奥国亘理郡の俘囚であつた疑いが濃いと同時

に、都の藤原氏と何等かの關係を持たぬとは断言しがたいが、^(註9)母方から俘囚の血を受けたことは明瞭で、天治三年(一二二六年)藤原敦光に起草させた中尊寺建立供養の願文に、自ら「東夷遠酋、俘囚上頭」と称し、自領を指して「蛮陬夷落」「虜陣戎庭」と記して怪しまないのであるから、彼自身「えみし」であるとの自覚に立脚していたことは疑問の余地がなからう。これに対し、都においては台記の著者藤原頼長は、二代基衡(保元二年・一一五七年死)が匈奴と蔑まれた旨を記し、九条兼実は玉葉において「奥州の夷狄秀平鎮守府將軍に任ぜらる。乱世の基なり。」(嘉応二年・一一七〇年)と嘆じ、或いは「奥羽の戎狄秀平」とも記しており、更に彼が陸奥守に任ぜられるや、(治承五年・一一八一年)「此事、先日有議定事也、天下之耻、何事如之哉、可悲々々」と痛憤しているから、奥州藤原氏一族が本来「えみし」の出であることは一般に信ぜられていた事実であつたと見るべきである。

また保延元年(一一三五年)七月二十七日の藤原敦光の勘文には「鎮守府者。遠夷交接之境也。」とも見え、(本朝統文粹二)藤原氏が平泉に榮華を誇る頃、陸奥方面は等しく蛮夷の境と見なされていたことが解る。この事實は、藤原氏の時代に至るまで、奥羽地方の住民は、その大部分が古代「えみし」の血統を引くものであり、たとえ文化は著るしく向上し、雑婚によつてほとんど都の人々と異らぬまでに同化するに至つても、なお俘囚の烙印を免れなかつたことが知られるのである。従つて、少くともこの頃までの間において、「えみし」と「えぞ」という異つた種族が交替する余地はなかつた筈である。

しかも、多くの人びとによつて「えぞ」の訓の初見とされているのは、久安六年(一一五〇年)の御百首に見えたえぞがすむ つがるの野べのはぎざかり

こや錦木の立てるなるらむ

「えみし」「えぞ」の異同と「えみし」アイヌ説

という和歌であるが、久安六年は平泉に藤原基衡が威を振つていた時に当り、当時古代「えみし」の一大拠点であつた津軽地方に、新たに「えぞ」という別個の種族が現われるような事態が起り得たとは思われない。すなわち、津軽の「えみし」は、この頃「えぞ」とよばれるに至つたのである。その理由については後に触れるが、右の推測を決定的にする資料が袖中抄の中に見出される。すなわち、同書には頭輔卿の

あさましや 千島のえぞがつくるなる

どつきの矢こそひまはもるなれ

という和歌を載せ、その註として「頭昭云とつきのやとはおくのえひすは云々」と述べて、陸奥の「えびす」すなわち「えみし」が、千島の「えぞ」と同じきものであることを明示すると共に、同じく

みちのくの えぞが千島の鷺の羽に

たえなる法の 文字もありけり

の一首を載せているから、前引の親隆朝臣の和歌とあわせ見るとき、陸奥、千島、つがる（津軽）は同一地方を指し、「えみし」「えぞ」は同一の地域に住む、同一の種族を指したものであることが誤りなきものとなる。一部の論者が^(註10)「えぞ」をもつて北海道のアイヌとなし、東北地方の開拓が進んだ結果、北海道に関する知識が都の人士の間にも生じ、「えみし」とは異つたアイヌ人を区別するために、特に「えぞ」の名称を以てしたと説いたのは、全くの誤解であることが明らかであろう。

上述したところから、古代「えみし」と後の「えぞ」とが同一の種族であることは、一応論証されうらと思う。しかし、この機会に鎌倉時代以後の蝦夷に関する文献を整理し、本州における終焉の状態を明らかにすると同時に、それら

の文献資料には、蝦夷の種族論に關して有力な論拠を提供するものが少なくないので、なおしばらく筆を進めたい。

三

鎌倉幕府が成立すると、東北地方には間もなく一大転機が訪れた。文治五年（一一八九年）頼朝は義経庇護の罪を口実に、平泉の藤原泰衡を討ち、忽ちにして東北全土を平定したが、かくして十世紀以降、後退をつづけた中央政府の権力は奥六郡を回復したばかりでなく、はじめて津軽海峡に到達したのであつた。鎌倉幕府はその末期に、黒川郡以北津軽の内三郡に至るまでを直接支配下におき、外三郡を京役と定めているが、^(註11)この事實は奈良末平安初期において奥地の

蝦夷がなお未開の段階に止まり、農耕の普及を見なかつたと推定されるのに比べると、格段の差違ありと見なければならぬ。しかも、前九、後三両役の記録とか、清衡が白河関から外ガ浜に至るまで、一町毎にソトバを建てたという吾妻鏡の記事などから推して、東北地方北部の開発が漸次進展しつつあつたことを示すものと解してよい。しかし、文治五

年十月幕府は「夷の地なるによりて……」という理由から、陸奥出羽の两国に特別措置をとることを余儀なくされてお

り、東北地方北部の後進性がここに窺われることは注目を要する。すなわち、吾妻鏡建久四年（一一九三年）七月二十四日条に、足の九本ある異馬を陸奥国外ガ浜に放つ、とあり、同五年六月二十五日条に、強盜の類を奥州に流す、と見え、同建仁二年（一二〇二年）三月八日条に、建久年中西国の囚人を奥州の夷地に配した、とあるのを併せ見る時、この方面が依然として辺境の域に止まつていたことは一点の疑いもなく、東大寺建立の勸進に關して、東大寺造立供養記が「東勸進毛人域。而夷類等有随分奉加。是一不思議也。爰奥州猛者藤原秀平真人。殊抽慇懃之志。專廻知識之方便也。依真人忠節尽奥州結縁。従爾以降一天四海次第結縁也。」と述べ、同じく大仏開眼供養文が「東鄙奥州の愚民。」と

記し、東大寺統要録に「東夷北狄」とあるのも、単なる誇張舞文とはなしがたく、この方面に未開の「えみし」が残存していたことは、ほとんど否定しがたいであろう。保暦間記その他に、北条義時が一二一〇年頃に「蝦夷代官」を置いた由が記されているが、これは大山梓氏が説かれよう(註14)に、安倍氏の後裔と称する安藤太なる者に「えみし」の残存する地域の統治を委ねたものと解され、律令政府による俘囚の登用と同じ手段を採つたものであろう。この安藤太は諏訪大明神絵詞にも見え、これには「蝦夷管領」と記されているが、元享二年(一三三二年)彼の子孫の間に内訌を生じ、嘉暦年間に及んで、ついに鎌倉幕府を根底から脅かす大事件に発展したのである。保暦間記、異本伯耆卷、桜雲記、鎌倉北条九代記などが、この騒動を記録しているが、中でも諏訪大明神絵詞の記述は注目に価する。今煩をいとわず、その主要な部分を引用しよう。

「当社の威神力は末代なりといへども掲焉なること多、中に元享正中の頃より、嘉暦年中にいたるまで、東夷蜂起して奥州騒乱する夏(蝦)ありき、姫夷(一カ)カ千島といへるは、我国の東北に当て大海の中央にあり、日の本唐子渡党此三类各三百三十三の島に群居せり、今二島は渡党に混ず、其内に宇曾利鶴子州と万堂宇満伊犬と云ふ島どもあり、此種類は多奥州津軽外ヶ浜に往来交易す、夷一把と云は六千人也、相聚る時は百千把(一カ)に及び、日の本唐子の二類は其地外国に連て形体夜叉のごとく変化無窮なり、人倫禽獸魚肉等を食として、五穀農料(耕)を(知)ず、九訳を重ぬとも語話通じ(マ)、渡党和国の人に相類せり、但鬢多して遍身に毛生せり、言語俚野なりと云とも大半は相通ず、此中に公超霧をなす術を伝へ公遠隱形の道を得たる類もあり、戦場に望む時は丈夫は甲冑間矢(弓カ)を帯して前陣に進、婦人は後塵に随て木を削て幣帛(如)のをくにして天に向て誦咒の躰あり、男女共に山壑を経過すと云とも乗馬を用ず、其身の軽き事飛鳥走獸におなし、彼等か用る所の箭は魚骨を鏃として毒薬(ぬ)をねり(ぬ)纒に皮膚に触れば其人斃れすと云夏なし、根本は酋長もなかりしを武家其濫吹を鎮護せ

んために安藤太と云ふ者を蝦夷管領とす、此は上古に安倍氏悪事高丸と云ける勇士の後胤なり、その子孫に五郎三郎季久、又太郎季長と云は従父兄弟也、嫡庶相論の事ありて合戦数年に及間、兩人を関東に召て理非を裁決之処、彼等が留守の士卒数千夷賊を催集之外浜内末部西浜折曾関城廓を構て相争ふ、両の城險阻によりて洪河を隔て雌雄更に決し難し、因茲武將大軍を遣て征伐すと云へども、凶徒弥盛にして討手宇都宮の家人紀清両党の輩多以命を墮、漸深雪の比に及ぬ、(中略)

延元元年丙申十一月二八日

征夷大將軍正二位 源朝臣尊氏

文明四年七月十一日同十八日一反目見大概校合畢

金剛 仏子 宗 韶 生年 卅二

延元元年(一三三六年)に成つたこの縁起は、ほぼ同時代の撰述であるから、この事件については資料価値が高いと見なければならぬ。もちろん明神の神威を讃える目的で書かれているため、荒唐無稽な部分も多いが、騒動の記載は詳細である。すなわち安藤氏の乱をもつて「奥州騒乱する叟ありき」と云い、両軍が「外ガ浜内末部と西浜折曾関」に城廓を構えた、と地名を明示しているから、正確かつ詳細な根拠に基いて書かれたもので、一応信頼するに足る文献と見なし得るが、しかも安藤氏一族を「東夷」と呼び、或は「士卒数千夷賊催集め」と記し、さらに蝦夷カ千島に住む蝦夷の記述から筆を起し、その風俗習慣に至るまで詳細に記しているのは、果していかなる理由によるものであろうか。云うまでもなく、撰者は安藤氏を「えぞ」の後裔と認め、且つ津軽には当時現実に「えぞ」が少なからず居住していたこと、しかも、それらを北海道の「えぞ」と同一視するという一般の認識を、そのまま受けついだためと見るべきで、こ

「えみし」「えぞ」の異同と「えみし」アイヌ説

(九)

九

の絵詞に現われた「えぞ」の習俗は、そのまま津軽に住む「えぞ」のそれであつたと解して差支えないと思われるが、この点については異論もあることであるから、一応やや詳しく検討を試みよう。

まず安藤氏の乱が津軽の騒動で、北海道の出来事でない点は、鎌倉北条九代記に「正中二年六月依蝦夷蜂起事云々」と記し、保暦間記には「元亨二年の春、奥州に安藤五郎三郎、同又太郎と云ふものあり、彼等が先祖安藤五郎と云ふもの、東夷の堅めに義時が代官として津軽に置きたりけるが末なり、此兩人相論ずることあり、高資数々賄路を両方より取りて両方へ下知をなす、彼等が方人の夷等合戦をなす」と見え、異本伯耆巻には「此安東ト云ハ、義時カ代ニ夷嶋ノ押トシテ安東カ二男ヲ津軽ニ置ケル、彼等カ末葉也」とあることから容易に窺われるし、諸家文書纂所収の次の文書によつても明らかである。

安藤又太郎季長郎従季兼以下与力悪党誅伐事、不日相催一族差遣子息尾張権守於津軽戰場可被挫軍忠之状依仰如件
嘉暦二年六月十四日

相 模 守

修 理 太 夫

小田常陸入道殿

(註15)

また大山梓氏が論証されたように、熊野夫須美神社文書、応仁二年(一四六八年)二月廿八日付下、国師季祈願文に、「津軽外浜宇楚里鶴子遍地安堵仕候」とある「宇楚里」は、建武二年(一二三三年)閏十月廿九日付の新渡部文書に「糠部郡宇曾利郷」とあり、さきに引いた陸奥話記にも見える宇曾利の地で、今日の大湊附近に当り、鶴子遍地も本土内の所領であることは疑いなく、諏訪大明神絵詞に見えた「宇曾利鶴子州」もまた、右の宇曾利と鶴子遍地を指すものであ

ろう。さらに絵詞に見える「万堂宇満伊犬」については、金田一京助博士が「松前」に当たるとされたほかに異説を見ない(註16)が、筆者は吾妻鏡建久元年(一一九〇年)二月十二日丙申条に「而於外浜与糠部間。有多宇末井梯。以件山為城墪。兼任引籠之由」と見える「多宇末井」がそれではないかと思う。頭のM音の脱落はあり得ないことではないからで、もしこのような推定が成立すれば、絵詞に現われた地名はすべて津軽の地名となり、「渡党」の居住地としても、津軽騒動関係の地名としても矛盾が解消される。金田一博士は「万堂宇満伊犬」を松前とし、「宇曾利鶴子州」を「宇曾利雞子州」の誤りと考えて、ウソリケンと訓み、函館の前身臼岸ウソリケンにあてられたが、絵詞の「えぞ」を奥州の「えぞ」とされる立場にありながら、この二つの地名を北海道のものとしたので、論旨を弱めるきらいがあつた。(註17)大山氏によつて、安藤氏が北海道に所領を有した形跡のないことが確かめられた以上、宇曾利はいうまでもなく、鶴子遍地、万堂宇満伊犬の地名比定が多少確実性を欠くとしても、二者ともに津軽の地名と考うべきで、(註18)金田一博士の所説ともよく合致する。要するに、絵詞の記した津軽騒動は、決して北海道を舞台に起つた乱ではなく、従つて、そこに現われた夷人とその習俗は津軽の「えぞ」のものに相違なく、同時に彼等は渡党と呼ばれる、日本文化を最も強く受けた「えぞ」であつたと見てよからう。さらに彼等の長である安藤氏が、往昔の俘囚出身の豪族と相似た位置を占めるものであつたことも当然主張し得るところとなる。次に日の本、唐子という未開の「えぞ」は北海道の「えぞ」を指したものと思われるが、渡党を含めた三種の区別が、日本文化の影響を受けることの強弱によつて生じたものであり、(註19)本来同じ種族(「えぞ」)に属していたことは疑いなく、それらがアイヌと習俗を一にしていた事実も、また絵詞の記述から容易に比定し得るわけである。しかも、この絵詞に画かれた蝦夷の図に至つては、いかなる論者もアイヌそのものの描写であることを疑わないのであるから、安藤氏一族を「えぞ」と見なし、坂上田村麻呂の蝦夷征討物語と結んで怪しまない絵詞の撰者、ひい

「えみし」「えぞ」の異同と「えみし」「アイヌ」説

(一一一)

一一一

ては当時の人びとが、「えぞ」と古代「えみし」とを同一視していたことは、明白であると云わざるを得ない。さらに、風俗習慣の描写と挿絵の人物像とによつて、当時の「えぞ」がアイヌであることを確認しうるのであるから、この絵詞を加えることによつて、古代えみし—中世えぞ—近世アイヌの脈絡は、完全に辿り得たと称すべきであろう。しかも後段に触れる通り、三者の同一性を論証する資料は、なお他にも少なからず存在するのである。

鎌倉時代の記録は上記以外にさほど多くは見当らない。吾妻鏡建保四年(一二二六年)六月十四日、同文暦二年(一二三五年)七月廿三日、同建長三年(一二五一年)九月廿日の各条の罪人を夷島に流刑した記事や、明月記の天福元年(一二三三年)夷狄人が京に入つたことを記した条、式月追加に、強盜海賊の余類を夷島流刑に処すべきことが定められて(註44)いる事実などが指摘されるにすぎない。しかし、蝦夷管領の設置(恐らく一二〇四—一二一〇年頃)から安藤氏の騒乱(一二二二—一二二一年)に至る約百年間に、古代「えみし」とアイヌとが交替したことを暗示するような記事も全く存在しないのである。ただ、吾妻鏡や式目追加に見える「夷島」は、或は北海道を指すものかと思われ、その地に関する知識の増大するにつれて、北海道アイヌに関する見聞が中央に伝わつたかと思われるが、そこに何等の新しい反応も起らず、諏訪大明神絵詞の「「えぞ」即アイヌ」とする記述に引続くのであるから、一部の人の云うように、新らしく北海道アイヌに関する知識が伝わり、古代「えみし」と区別するために「えぞ」の名称が起つた、と考えることは不可能である。

さらに、鎌倉幕府が黒川郡以北内三郡までを直接支配し、外ガ浜の外三郡を京役となしたからには、陸奥国の最奥部まで農耕文化が浸透したことを認めぬばならぬ。奥地の「えみし」の農民化は平安初期からはじまり、前九、後三兩役を経て藤原氏の治下に入ると、その統一支配下において一層強力に推進されたと思なされるが、(註20)そのような歴史の流れに逆行して、北海道から「えみし」とは異つた未開のアイヌ人が南下を開始し、本州に上陸して繁栄しえたとすれば、そこ

によほど特殊な事情が存在したはずであり、それを立証するに足る有力な資料の裏付けがなくては到底信じ難いことである。却て鎌倉幕府が夷島をもつて流刑の地と定めていることから推して、その夷島が北海道本島であるか否かを問わず、本州の勢力が津軽海峡を越えて北上しつつあつたと見るべきであろう。要するに、「えみし」と「えぞ」を区別して別個の種族であるとする説は、所詮成立すべきものではなかつたのである。

四

喜田貞吉氏は中尊寺に伝えられた建武元年（一三三四年）の北畠顯家の文書を紹介し、武士甲乙人等が蝦夷の梟賊追伐にことよせて寺門に狼籍を致し、寺領を押妨して驅使に及ぶことを禁止しているが、この頃、平泉附近に蝦夷が残存し、武士に乱暴を働く口実を与えた、と説いている。この文書は、あだかも諏訪大明神絵詞と時を同じくし、東北地方に未開の蝦夷の残存したことを示す別個の資料として重視すべきものであり、絵詞の記した「えぞ」が本州の「えぞ」であつて、少しも差支えないことを裏書きする点に価値がある。

室町時代に入ると、蝦夷に関する記録は激減する。鎌倉末から奥羽方面も南北朝の争動に捲きこまれて、戦乱の絶える暇がなく、尊氏の制覇後も室町幕府が弱体で、ここまで統制が及ばなかつたために、見聞が多く伝わらなかつた結果であろうか。しかし他方では、東北々部が著るしく日本化して、特殊地帯と見なす必要が薄らいだ点も注意されるし、永享年間（一四二九—一四四〇年）安藤氏の一族が南部勢と戦い、津軽十三の城を攻め落されて北海道の渡島半島に逃れ、長祿元年（一四五七年）には蛸崎藏人が南部氏に叛して破れ、同じく北海道に渡るなど、豪族の移り住むものが漸く数を増し、かの地の開拓が初歩を踏み出したのもこの時代のことである。ところが東北部の僻地には、依然として

「えぞ」が居住し、一応別天地を形成していた疑いが濃厚である。すなわち天文年間(一五三二—一五五四年)の「津軽郡中名字」によると、卒都浜(外ガ浜)、北浜(津軽半島の東岸、北岸)は津軽六郡の中に含まれず、特殊地域と見なされていたらしく、今日の青森市の北に当る奥平部(オクタイラへ)は「夷」と記された上、「オコタラへ」と振仮名されているというから、この方面が未開の「えぞ」の居住地帯として放置されていたことは喜田貞吉氏の指摘された通り、誤りなきものと断じ得る。^(註22) また祐清私記によると、蛎崎蔵人はもと下北半島の柿崎に住し、附近の夷人を退治したとあるから、この方面にも「えぞ」の末裔が見られたらしい。これらの事実は戦国時代以降の記録からも裏づけされるのである。

天正十九年(一五九一年)南部において九戸政実が叛した。豊臣秀吉はこれを討とうとして秀次を総大将とし、徳川家康を補佐に、蒲生氏郷を先鋒として大軍を發したが、この軍に加わるために松前から海を渡つて来た松前志摩守は、毒矢を射させる目的で北海道の「えぞ」^(註23)を伴い、九戸方においても、夷人二名を同じく毒矢を射らせるために籠城させたという。後に詳しく記すが、氏郷記によると、九戸側の「えぞ」は捕虜となつて氏郷の面前にひかれたが、箸を「ひげべら」のように用いて酒を飲んだと記されているからアイヌに相違なく、松前から来たアイヌと同様に「えぞ」と書かれているから、両者が同じ種族であつたことに疑問の余地はない。しかも、許されてただ暇を遣した、と記されているところから推して遠距離から来たものとは思われず、九戸政実が北海道に根拠地をもつていたとも思われなから、南部地方に住んでいた「えぞ」であつたと断じてよい。また祐清私記は、大阪夏の陣に際し、南部氏が夷人を用いたことを記して、「奥筋田名部辺りよりは蝦夷共之内大分参り候由」と述べており、田名部附近に相当数の「えぞ」がいたことを推さしめる。従つて、九戸氏の用いた「えぞ」も、恐らくこの附近に住んでいたアイヌであつたろう。

同じ頃津軽方面においても、「えぞ」の残存が見られた。筆者は未見であるが、弘前藩で編纂した「祖先公」という書物には、天正十三年（一五八五年）四月十三日大浦為信が安倍信友という者に命じ、新城白幡野から山越えをして、喜良市の夷酋を討ち滅したことが述べられている由であり、^(註24)弘前市の相馬氏所蔵の文書には

我等先祖 田舎館へ越し申さる事

外浜、かう屋、あら川を狄掛り申す時より、田舎館え参り候処、筋有る者と仰せられ、田舎館の内、新館と申所申請^(註25)け、数年新館に居住せられ候、森内左兵衛の縁類の近付にて、一代疎略成らざる事也、とあり、旧黒石藩の吉村家老家所蔵の無題名の写本の、為信公御譜代侍の条には

一村市 中津軽郡 館主 刑部

蝦夷荒の内番城也

一 宮館 中津軽郡 対馬

蝦夷荒にて赤石へ在城、跡は弟に譲ると云

一 大秋 南津軽郡 館主 彦次郎

^(註29)対馬家記曰、神彦次郎助次郎共有、蝦夷荒にて俄に本地浮田へ移る

とある由で、^(註29)「えぞ」の叛乱がしばしば起り、大浦氏はその対策に腐心したらしく思われる。この「狄掛」を喜田貞吉氏は「えぞ担当の役人」と解し、菊地山哉氏は「蝦夷荒」と同じく彼等の反抗と考えておられ、恐らく後者が正しいと思われるが、何れにせよ、これらの記録が津軽における「えぞ」の居住を明示するものであることは疑いない。^(註27)

五

喜田貞吉氏は幾多の論文を公にされ、東北地方北部に「えぞ」すなわちアイヌが、江戸時代の後半まで残存していたことを明らかにされた。特に、氏によつて紹介された「津軽藩庁日記」は、寛文から元禄（一六六一—一七〇三年）にわたつて津軽地方に居住していた「えぞ」と津軽藩の関係を物語る貴重な記録である。ここでは喜田氏の引用された中で特に重要と思われるものを再録し、新たに補足すべきものを加えて、津軽南部両地方における「えぞ」が、ついに姿を没するに至る過程を明瞭にしたい。

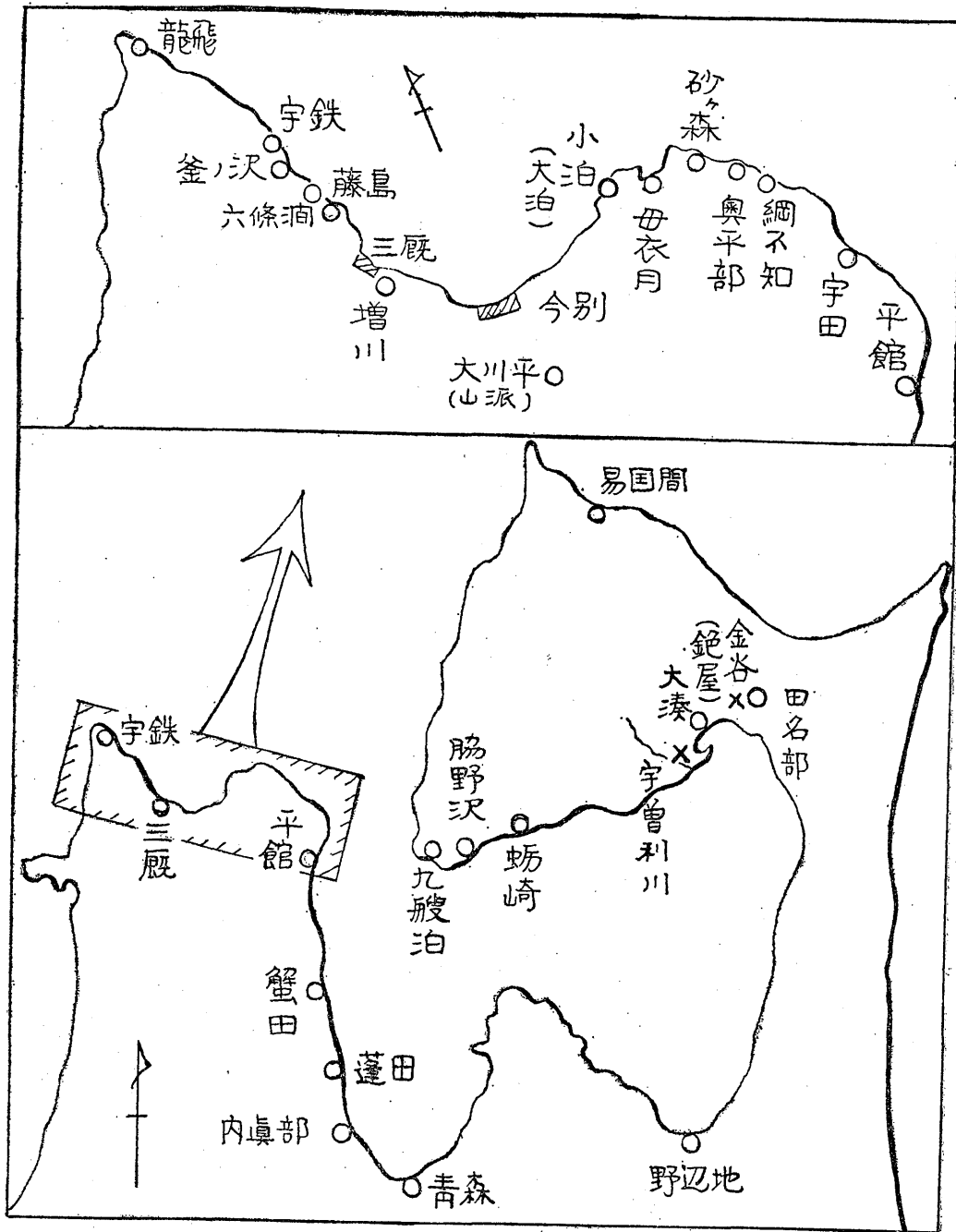
津軽藩庁日記には、寛文七年（一六六七年）津軽信政が初入部の際の有様を敘して、「寛文七辛丑年六月十五日信政公御十五歳にして初て御入部なり。大間越より御入部なり。御着城の日家中の諸士石渡村に出で、太守を迎ふ。其容体甚だ質朴にして蝦夷に近し。太守驚かせ給ひ、嘆息して和歌を作れり……」と記されているが、十七世紀も半ばをすぎ、なお津軽領内が、いかに「えぞ」の風に満ちていたかが窺われる。また元禄十一年（一六九八年）二月十一日条には、松ヶ崎の猫右衛門という「えぞ」が弘前に移り住んだことを記しているのも面白い。

さらに、寛文九年（一六六九年）に起つた松前のシャムクシャインの乱に際し、宇鉄の「えぞ」が兵士輸送の飛脚船に乗り組み、通訳としても活躍した事実は、内地の「えぞ」も松前の「えぞ」も、等しくアイヌであつたことを示す資料として注目される。その人数については、津軽一統志の附巻に左の如く記されている。

一 飛脚船狄共

万五郎犬 船六人乗 林蔵犬 船三人乗 万五郎逢犬 船四人乗 作十郎犬 船四人乗 善五郎犬

「えみし」「えぞ」の異同と「えみし」アイヌ説



津軽, 下北兩半島要地図

同五人乗

与四郎犬 同三人乗 嶋犬 同七人乗 小市郎犬 同四人乗 四郎三郎犬 同五人乗

右飛脚船惣賄之内也

彼等はずでに日本名を有しているが、「犬」がアイヌを指すことは云うまでもない。この乱が起ると、津軽藩では早速領内の「えぞ」の調査を行つた。その結果が津軽一統志所収の「御領分内狄の覚」で、内容は次表に示した通りである。

(○印ハ存在ヲ示ス)

津軽俗説選	津軽見聞記	松前志	蝦夷拾遺	津軽日記抄
?	宝曆 8 (1758)	天明元 (1781)	天明 6 (1786)	文化 3 (1806)
	○ ○ ○			
	○			
○ ○		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ 上鉄 } 下鉄 }	すべて正民に帰す
2村	4村	5村	6村	0

江戸時代津軽外ガ浜狄村一覽表

村名	文献名	津軽郡中絵 図	御領分内 狄の覚	津軽旧記抄	藩庁日記	後潟組絵図
	年代	慶安 (1648~ 1651)	寛文9 (1669)	元禄5 (1692)	元禄10 (1697)	元禄16~ 宝曆6 (1702~1756)
蓬田 蟹田 平館						
大川平 今別					○ ○	
宇多村 ほこの崎 五所塚 綱不知 奥平部 砂ヶ森 母衣月 小泊 大山泊派 (やまはだち) 松ヶ崎(増川) びくちよま (六条間) 藤崎(藤島) 釜の沢 字鉄 堂つひ(竜飛)			1名 1 2 1 7 6 1 4 1 9 2 1 3 2 1	金ヶ字田}3軒 本字田} 1 1 6 2 2 7 1 9 2 1 3 2 1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	金ヶ字田○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
計		1 村	15 村 42 名	8 村 22 軒	11 村 30 名	10 村

「えみし」 「えぞ」 の異同と 「えみし」 アイヌ説

宝暦八年（一七五八年）の津軽見聞記には、青森市北方の蓬田をはじめ蟹田、平館、今別にも「えぞ」の住居ありと記され、「蓬田蟹田平館今別いづれも浜辺なり、百姓獵師交り居る、此間所々津軽ゑぞとて、蝦夷の住所あり、外国者ゆへ当国の人縁組をなさず、いつの頃渡りしか知れずとなり」とあつて、その由来の古いことを説いている。中道等氏の津軽旧事談によると、明和四年（一七六七年）における藩の調査では、「えぞ」は二百四十余人であつたという。御領分内狄之覚の人数は戸主の人数で、総人口はこの程度に達していたのであろう。

永禄日記宝暦六年（一七五六年）九月十九日条には「同月貢様御国巡見、其行粧大荘成事、大名之如ク宿々ニ而之饗応、村々而之恐敬、屋形様御同前ニ而、外浜之老翁老婆、貢を如来御継と承違へ、念珠手にかけて礼拝す、藤崎より、浪岡より、外浜、夫より小泊へ越へ、新田、板柳、弘前へ上り、外浜之狄爺那^{シヤモ}ニ仕、」とあり、同様外ガ浜の「えぞ」を平民に准じたことは封内事実秘苑にも見えるが、工蔵家記の記載は喜田貞吉氏によると特に詳しく、「此時外浜宇鉄辺に居る狄どもを、皆々人間に取立、髭剃、鬢立させ、女狄は髪結せ、齒染させ、戸数人別帳へ入、宗旨改め、寺持せ候間、狄ども寔にありがたきと、乳井を仏神の様に覚候」とある。これが外ガ浜の「えぞ」開放の第一歩であるが、蝦夷島奇観、陸奥州駅路図、津軽俗説選、真澄遊覧記率土ヶ浜つたひ、北海随筆、京大本蝦夷記事などには、彼等の和人化した模様が記されている。しかも、京大本蝦夷記事は、宇鉄の四郎三郎という者が蝦夷人であることを述べ、さらに「津軽南部にも蝦夷ありて言語通ぜず云々」と書いているから、当時それらの地方において「えぞ」が少なからず残存し、なお旧態を止めていたことを窺わしめるのである。

さて、宝暦六年の平民化に際し、松ヶ崎から以北はその例に漏れたと見え、前表に記載した通り、松前志には松ヶ崎、びくちよま、藤島、かまの沢、宇鉄の五村が、津軽俗説選には宇鉄、竜飛の二村がそれ／＼「えぞ村」と記され、

一七八〇年代にも「えぞ」の存在したことが推される。同時に、函館図書館蔵の一本蝦夷拾遺序に引かれた、天明六年（一七六八年）十一月の日付を持つ文書には、「外浜三馬屋、津軽家所領。復被髪左衽、魚蝦夷多。教之移王化。忽改風同民例也。僅松崎、六条澗、藤島、釜沢、上烏鉄、下烏鉄、以上六村蝦夷、拒教逃山。復後悔、雖改過願隨國風、一旦因背領主教、未免夷名。与農人同席、亦不許。今謂之津軽蝦夷。」とあり、津軽藩庁日記明和六年（一七六九年）六月条にも、

一 後瀉組代官申立候

一 狄壱人 松ヶ崎狄テキホロ

右者久々相煩候処、病死仕候。妻子三人御座候之処、日用難儀仕候間、同人親類チカシノと申狄え引取せ申候。

一 萱屋壱軒 表口三軒^{ミヤ}

但家財共 裏口式軒半

右之通チカシノえ預申候旨申立之。詮議之上附紙左之通。

紙面御聞届被仰付候様、明家之儀代官え相尋候之処、親類狄え預置、聳入等も望候狄御座候得ば、追て申出候筈。尤火之本も申付置候由代官申出候。此段申上候。

右之通申出之。附紙之通申付旨申遣之。

とあり、宝曆六年以後も解放されぬ者の残存したことが明らかであると共に、その理由が「えぞ」の側において、和入化を、ことさらに喜ばなかつた結果であることを推し得るのは興味深い。明治以後の北海道アイヌにあつても、古老たちは遠い先祖から伝えられた神の祭りを絶やすことを恐れ、若者の日本化を慨嘆したということであり、亡びゆくもの

「えみし」 「えぞ」の異同と「えみし」アイヌ説

の哀れを感じしめると共に、他方では苛酷な課役を忌避したためであつたかとも想像される。しかも反撻的に山中に逃避したとあるのは、圧力に抗する保守派の行動として理解され、異文化との接触到際して生起する一現象を明示する例証として重視すべきであろう。

しかし、一本蝦夷拾遺序の後段に記されているように、当時の情勢は彼等をして長く山中に隠遁することを許さなかつたと見え、彼等もやがて自らの行動を悔むようになった。たとえ夷名を除かれなかつたにしても、同化の度は急速に進み、ほどなく面目を一新したようである。天明八年（一七八八年）に白井真澄が上宇鉄の酋長四郎三郎の家に泊り、「此の浦人はもと蝦夷の末ながら、物言ひ更にこと浦に異ならず、近き昔とやらんに、鬚そり、頭そりて、女も文身あらで、そのけぢめなし。」と記しているのは、その間の事情を雄弁に物語るものである。その結果は、間もなく外ガ浜の「えぞ」全部の平民化となつて現われた。津軽旧記抄に、「文化三年（一八〇六年）十月、後潟組浜名村支配六条潤より上宇鉄まで、蝦夷共不残正民に帰し居、下諸役共平民同様に被申付。」とあり、この頃をもつて、津軽半島の「えぞ」は、ようやくその跡を絶つに至つたのである。

それ以後の状態については、東遊雜記、東遊記、唐太嶋奇観などに記述が見えるが、その著者たちは一様に「えぞ」に対する好奇心を懐きつつこの地を訪れ、いずれも和人と見分け難い有様を見て驚き、その点を強調しながら筆を進めている。今煩をさけて、嘉永五年（一八五二年）にこの地を訪れた吉田松陰の東北遊日記の一節を掲げ、その間の実情を窺うことにする。「竜飛崎之近地有五村。曰上宇鉄、本宇鉄、釜沢、六十間、^{ピクテヨマ}筆島。戸数共六十許。其人物旧係蝦夷人種。今則与平民無異。夫夷亦人耳。教而化之、千島、唐太、亦可以為五村也。」

六

翻つて、今日の外ガ浜の現状はいかなるものであろうか。筆者が四回に亘つてこの地を訪れた結果では、三厩以北の住民に対する差別感、甚だ遺憾ながら拭い去られたとはいえぬようである。大正末年に訪れた喜田貞吉氏のさらに強烈な体験は、彼の記行文に詳しく記されている。^(註29)この事實は、一面まことに遺憾なことではあるが、筆者の研究には重大な示唆を与えてくれる。すなわち、この地方に「えぞ」が古くから居住していた証左と見なし得るからである。宇鉄の人たちは筆者に、「自分の祖母は蝦夷の女が米を口に入れて噛み、酒をかますのを実見した」とか、「えぞの家は釘を使わず、しかも極めて頑丈に作られており、取りこわすのに骨が折れた」とか、カラフトに去つた「えぞ」が墓参りに戻つてきた話などを聞かせてくれた。

延宝十年（一六八二年）に書かれた北海随筆の著者板倉源次郎は、早くもこの間の事情を洞察して、「往古みちのくの蝦夷と聞ゆるは、津軽南部辺は残らず蝦夷にてありけるを、多賀城に鎮守府出来て次第に風俗を變じ、五穀生じて今の国となれり。されば津軽南部の蝦夷は、松前の蝦夷にはあらず。古へ陸奥の蝦夷の遺種なり。僕三馬屋に在ける時此事を尋ねけるに、^(註30)松前の蝦夷とは別種なる事をたゞしと云へり。蝦夷にて血脉を引、家系を乱さざる故、百代の後といへども違ふ事なし。」と記し、また「津軽南部にも蝦夷人あり。言語通ぜずといへども、月代を少し斗刺、はんかうにして髭あり。此蝦夷人は本邦往古よりの蝦夷人なる故に、松前の蝦夷と出会することを望まず。系図を正して其差別することなり。」とも述べ、外ガ浜の「えぞ」は本来東北地方に居住していたものであり、決して松前、すなわち北海道の「えぞ」と混同すべきではないことを強調している。

「えみし」「えぞ」の異同と「えみし」アイヌ説

(二三)

二三

ところが古川古松軒の東遊雜記を見ると、天明八年（一七八八年）彼が幕府の巡見使に従い、三厩より松前に渡つた際の見聞を録した中で、宇鉄の四郎三郎につき、「正徳年中に蝦夷人十人許、漁船に乗りて津軽の地三馬屋の辺うてつといふ所に来りて住し、素より狩し漁る事は上手にて、鹿をとり海魚を取りて業とす。津軽より、何故に此地に来りしとお咎ありしに、我々は近郷の夷と争論の事出来し、相戦ひ候所に、我々が一類はたゞき殺され、漸く此の人数危きのがれ此の地に来りしものにて、再び帰り候へば残らず殺され候まゝ、御慈悲を以て差置かれ下され候へといふによつて、其まゝに捨置かれしに、僅の間に今は日本人に少しも変りし事なく、言語はいふに及ばず、文字も知りて、中にも四郎三郎といふ者は千石積の廻船を所持し、富饒の身となりて、津軽候の御用を被仰付事也。初め来りし人の孫なりといふ也。人はならはしにて、日本の人と云へども蝦夷地の人に劣る事あるべし。」と述べているために、菊池山哉、田名綱宏氏（註31）らは、宇鉄の「えぞ」は必ずしも古くから居住していたものではなく、近世において北海道から南下したにすぎぬとなし、古代の「えみし」と中世以降の「えぞ」とは相異なるものであり、東遊雜記の記事は本州に古くからアイヌが存在したことを否定する有力な論拠であるとされた。

しかしながら、正徳年間（一七一―一七一五年）より約五十年前の寛文九年（一六六九年）に、シヤムクシヤインの乱が起り、宇鉄の狄が津軽藩に属して活躍したことは、先に引いた津軽一統志の記事によつて疑うべくもないのであるから、古松軒の伝聞には疑問がある。菊池氏は、正徳は正保（一六四四―一六四七年）の誤りであると推定しているが、筆者が縷述してきたように、外ガ浜の「えぞ」は遙かに古くからこの地方に居住していた筈である。恐らく喜田氏が指摘されたように、古松軒は幕府の巡見使に従つていたのであり。船待ちの間に予定行動外の宇鉄を訪れて、夷族の残存を目にとめたので、あわてた津軽藩の案内役がお家の大事とばかり、当意即妙の説明を試みたのではなかつたか。

古松軒は随所に津輕藩の接待係が嚴重な嵌口令を敷かれており、予定されたこと以外は、知らぬ存ぜぬで押し通し、少しも真実を語らぬ点を不快に思つた体験を記しているから、恐らく真相に近い推測であると思われ、この記事に菊地氏らのいうような価値があるとは思われない。ほとんど同文で、恐らく東遊雜記の記事を借りたと思われる蝦夷国志纂聞以外に、「えぞ」の江戸時代に渡来したことを記した文献が見られないこと、今日の宇鉄周辺にそのような伝承が残されてない点などから推して、一部人士の創作と見てよからう。

さらに、たとえ宇鉄の「えぞ」が比較的後代の渡来者であつたとしても、宝曆八年五月（一七五八年）の奥書のある津輕見聞記に「蓬田、蟹田、平館、今別いづれも浜辺なり。百姓獵師交り居る。此間所々津輕ゑぞとて、蝦夷の住所あり。外国者ゆへ当国の人縁組をなさず。いつの頃渡りしか知れずとなり。」とあるのを見れば、すべての「えぞ」が新しい渡来者であつたと断ずることはできない。しかも青森県下における「えぞ」の住地は、単に外ガ浜には限られなかつた。喜田貞吉氏の紹介された俚謡に「一ツエー、木造新田のアイノ村、村のはづれコやの弥三郎ア家え」というのがあり、弘前に近い木造町にも「えぞ」が住んでいたことは明かで、南部地方にあつても、さきに述べた天正年間の九戸政実の乱以後、引続きその居住が見られたのである。

すなわち板倉源次郎が北海隨筆のうちで、「されば津輕南部の蝦夷は松前の蝦夷にはあらず。古へ陸奥の蝦夷の遺種なり。」と云い、橘南谿が東遊記を著わして、「余思うに、ウテツ辺に限らず、南部津輕辺の村民も、大方は蝦夷種なるべし。唯早く王化に服して風俗言語も改まりたる所は、先祖より日本人の如く云ひなし居る事とぞ思わる。」と疑っているが、松浦武四郎の蝦夷年代記を繙くと、凡例の条に

一、前条しるし置津輕南部の地には近比に至るまで蝦夷人の住せし証を寔に挙おけり

「えみし」「えぞ」の異同と「えみし」「アイヌ」説

寛文五年己七月十五日

田名部より夷三人 御目見得に罷上り候由にて熊の皮一枚御代官を以て差上右三人の夷 御城へ被為呼於
御居間御目見得仕

七月廿一日右夷人三人今日御暇乞に罷上り則 御居間へ被為呼夷太刀一腰ツ、赤根木綿二反充被下逗留中宿
賄を仰付罷帰る道中御扶持御伝馬被下也

とあつて、あたかもシャムクシャイン叛乱の頃、田名部に「えぞ」が住み、南部候に謁して貢物を献じたことが知られるし、伊能嘉矩氏によると、^(註32)遠野古事記には「八十四五年前の頃松前の夷か田名部の夷か、惣体毛の生たる乞食夷小弓之小矢を取添度々参候を、幼少の時見候て、殊の外怖敷ク存、それ夷が来たと云を聞ては、ねたれみ啼を止部屋の隅え逃隠れ居候由、予が母咄候を承り候。」とある。松前の夷か田名部の夷かとあつて、必ずしも断じてはいないが、当時田名部に夷人のいたことは推定できる。この書は宝暦十三年にできているから、八十四、五年前というのは延宝六、七年(一六八八、一六八九年)に当り、蝦夷年代記に見えた寛文五年から十七、八年後のこととなる。また田名部の地は陸奥話記や諏訪大明神絵詞などに見えた「宇曾利」「鉞屋」に近く、祐清私記にも「松前氏元祖は当南部家十三代守行公の舎弟と聞く。田名部の内柿崎を知行して居館を構へ、夷を退治せしめられ、夫より松前の夷を悉く従へ、やがて島の主となり云々」とあり、また「奥筋田名部辺よりは蝦夷共之内大分参り候由」とも記しているから、この附近は古くから「えみし」の一中心地であり、寛文延宝の頃に至つても、なお残存を見たものである。

さらに蝦夷年代記には「津軽なる三厩の上磯五ヶ村と云ふは左衽にして耳環を用ひしなり。又南部なる北郡にて易国間村等此頃まで斯の如し。」とあり、下北半島の易国間にも「えぞ」の居住したことを述べているが、下北地方史は、

この村にアシタカという「えぞ」の酋長が住んでいた記事を載せている。

また、享和元年三月（一八〇一年）石川忠房、羽太正養の兩人は下北半島西岸の九艘泊において、佐野と名乗る「えぞ」の家族に会い、和歌を詠じたことが、金田一京助博士のアイヌの研究に引かれているが、近年同じ下北半島の脇野沢からアイヌの小刀が発見され、同じく泊、岩屋などで近世アイヌの遺骨が見出され、八戸市白銀町などからも同様アイヌ人骨の出土を見ているのは、上述した文献の説くところと相応するものであろう。脇野沢方面では、今日でもアイヌの土俗品を入手することが、さして難事ではないという故成田彦栄氏の教示や、音喜多富寿氏の報告などを併せ考えるとき、下北半島においても、津軽半島と同じく、極めて近い頃まで「えぞ」が本来の習俗を保ちながら残存していたことは、疑いなき事実と認め得るのである。(註33)

七

以上述べ来たところにより、古代において東北地方に住んだ「えみし」は、六国史の編纂以後においても、引続きその名を史料にとどめ、十二世紀中葉よりは「えぞ」と呼び慣わされるに至つたが、鎌倉、室町両時代にも根強く残存し、戦国時代に入ると、主に津軽、下北両半島の僻地に余喘を保つにすぎなくなつたけれども、全くその跡を絶つたのは、まさに十九世紀を迎えようとする頃であつたことが確認されたわけである。すなわち、同じ東北地方の北半部に同一の文字をもつて現わされる種族が住み、文献上に長期に亘つて断絶することなく記載されている以上、「えみし」と「えぞ」は同一の種族であつたと見なさざるを得ない。従つて、諏訪大明神絵詞に見えた「えぞ」や、江戸時代の「えぞ」が、今日アイヌと呼ばれるものを指したことが確実であるから、古代「えみし」もまた、アイヌの祖先と見るほか

「えみし」「えぞ」の異同と「えみし」アイヌ説

(二七) 二七

はないこととなる。筆者は、すでに公表した幾つかの論文において、^(註34)復原された文化の上からも、遺跡遺物の考古学的研究によつても、同様の結論に達することを力説してきたが、本稿に取り上げた中世以降の文献研究によつても、さらに同じ結果を得たわけである。今回は、古くは金田一京助、喜田貞吉両氏をはじめとする諸先学の業績、近くは大山梓^(註35)氏の研究成果を補足するに止まつたといえるが、多方面よりする「えみし」の総合的研究を志す筆者にとつては、その一環として極めて重要な意義を有している。また、自ずと「えみし」の歴史を辿ることとなり、日本人の進出と高度な文化の圧力を受けて、「えみし」がいかなる反応を示し、その文化にいかなる変容を生じ、ついに滅亡の道を歩んだかという点についても、多くの示唆を得たといえる。この文化史上興味深き課題について具体的に論ずるには、なお多くの紙数を必要とし、他日を期するほかはないが、次の点については特に触れておきたいと思う。

それぞれ異つた文化を持つた種族が接触した場合、そこに生ずる文化現象の一つに「同化」を挙げることができる。「えみし」の歴史は、われわれの知り得る限りでは、日本人及至は日本文化への同化の歴史であつたといえよう。それが、すでに述べた通り、一方では千年を越える長年月に亘つて継続的に行われ、他方ではその間、この日本島内に「えみし」独自の文化が、強弱の差こそあれ、存続しつづけたところに、顕著な特色を見出し得ると思うのである。すなわち、引き続き「えみし」本来の伝統を守り、同化を拒む者が存在したことを忘れるべきではない。たまたま九世紀以降における律令制の頽廃が日本文化の圧力を弱め、「えみし」固有の文化に存続を許し、同化の速度を緩めたと思われるが、同時に保守的な人びとによつて守られた文化の伝統の根強さを無視し得ない。さきに記したように、宝暦六年の津輕藩による平民化の措置を避け、三厩以北の「えぞ」たちは山中に遁入したということである。その原因が課役の強制を恐れた為か、喜田貞吉氏が記した北海道アイヌのように、カムイの祭りを重んじた為であるか、にわかに断言は許さ

れないが、弱少の種族が同化を心よしとせず、彼等なりの生活を墨守しようとする事実には、むしろ本能的なものをすら感じるのであつて、この点は文化現象を取扱うわれわれの深く留意すべきところであらう。

右のような保守派がとるべき手段は、でき得る限り新しい文化との接触を避けることであり、外ガ浜の「えぞ」も山中に逃亡している。古代から中世にかけて、東北地方の北部には、このような保守派が彼等の習俗を守り続けるのに好適な土地がまだ多く残されていた。しかし近世に至ると、残されたところはほとんど津軽、下北の両半島に限られ、それすらも和人の進出に脅かされて、安住の地を失うこととなつた。宝暦六年の解放といつても、彼等からすれば必ずしも感謝すべきことではなかつたろう。宇鉄には今日、この地の「えぞ」が札文島を経てカラフトに移住し、後になつて墓参に帰つてきた、という伝承が残つているし、下北方面、三陸北部にも、その地の「えぞ」が北海道に渡つた、という口碑が多く残されている。^(註45)これらは、現在夷人を目の当りにし得ないために作り出された物語りにすぎないかとも疑われるが、松浦武四郎が東蝦夷日誌第三に「軽舟己過万重山等吟てホロサルに宿。此村昔し十勝より来りし者と津軽の宇鉄より来りし者の子孫なりと、今に乙名また外の家等にも持来りしと云種々の宝物有と、此地惣ての元地にて爰の言は何処にても通ざる処なしと。其譬を云はゞ、膳を何処にてもイタと云、イタは板也、当処にてヨツツケと云り、家居もまた他処より太く、其飭り附も見事にし、客の応待も惣て懇懃なり。夷地にて庭の掃除さする等有無に、此処にては朝夕叮嚀に掃除等し、其風大いに内地のさまに似たれば……」と述べているところを見ると、必ずしも虚構とは云いがたい。さきの外ガ浜の「えぞ」のように居をすてて逃れることがあるとすれば、本州の日本化が進むにつれて、北海道に新天地を求めた「えぞ」が少なくなかつたとしても不思議ではない。要するに、保守派の残存と彼等の逃避は文化接触によつて生ずる文化現象の一つと認めて差支えなく、「えみし」の場合にも、長期に亘り、場所を変えつつ、終始生

起した事実であつたことを心に止めおくべきであろう。

八

最後に、文献の上に何らの断絶も見られず、一応「えみし」と「えぞ」は同一の異族を指すことが論証されたと思われるが、その他の身体的特徴とか文化諸相の上から、果して両者の同一性を認め得るか否かを簡単に検討しておこう。(註36)

まず身体的特徴については、多毛と深目という点が指摘される。前者は弘法大師の性霊集に収められた「贈野陸州歌並序」の中に、「毛人羽人接境界」の句があり、新唐書日本伝は「蝦夷亦居海島中、其使者鬚長四尺許」と記し、奈良時代の文献に「蝦夷」と「毛人」を等しく「えみし」の意に用いているところから、古代「えみし」が多毛であつたことを窺い得るが、中世の諏訪大明神絵詞にも「但鬢多して遍身に毛生ぜり」とあり、近世初頭の氏郷記は「其形ハ人間ニテ身ニハ残所モナク毛生恐シ気ナル風情ニテ」と記し、南部根元記は「深目長鬚」と彼等の特徴を記しているから、全く同じ特色を有したことが明らかである。また眼についても、贈野陸州歌並序の中に「老鷗目」の語が見え、南部根元記の「深目長鬚」と合致し、奥羽永慶軍記も同じく「深目長鬚」と記しているから、眼の落ちくぼんだ様子に日本人の注意が注がれたことがわかる。北海随筆にも「津軽南部にも夷人あり、……形象一眉深眼鬚甚だしくして惣身毛の生たる事熊の如く」と見え、これらの特徴は今日われわれがアイヌを一見した時、ただちに気づくところでもあつて、日本人と比較して、最も顕著な相異点であることは云うまでもない。しかも、戦国時代に来航した西欧人でさえも、ルイス・フロイス、セバスチャン・ビスカイノ、ジロラモ・デ・アンジェリスらが、口を揃えてその多毛なことを書き記しているから、(註37)「えみし」「えぞ」「アイヌ」三者に共通な、同時に日本人とは著しく異つた特性として、何等の疑い

もなく認めうるものであり、また三者を同一の種族と認むべき有力な証左と見なし得るのである。

次に、生業についてみると、古代「えみし」^(註38)が本来狩獵漁撈の民であり、一部の俘囚に農民化したものが見られるにすぎないことは、従来繰返し述べた通りである。中世の「えぞ」^(註39)については資料が乏しいが、農民と見るべきものは皆無に等しく、諏訪大明神絵詞には「五穀農料を^(耕)知ず」とあり、夫木集に「わか恋はあしかをねらふえそ舟の、よらみよらずみなみ間をそ待」という和歌も見えるから、彼等が狩漁をもつて業となしたことは確実である。江戸時代に入つても、南部津軽の「えぞ」は熊皮、オットセイ、アワビ、サザエの類を藩公に献じていたことが津軽藩庁日記、蝦夷年代記などに明記され、東遊雜記には宇鉄の夷人について、「素より狩をし漁する事は上手にて、鹿をとり海魚をとりて業とす」と述べているから、当時の人びとも、「えぞ」を農民と見なしていなかつたことが明らかである。この点は北海道アイヌと全く同じであることは、羽原又吉、高倉新一郎両氏等の研究を引くまでもなく、^(註39)多言を要せぬところであろう。従つて、彼等は古代より變ることなき狩漁の民であり、従つて稲作農耕に古くから習熟していた日本人とは、全く異なるものであつたと見るべきで、延暦六年正月廿一日の官符（類聚三代格）によると、「えみし」の間における鉄製農具の流通を抑制しようとして試みているが、これは近世松前藩の政策と規を一にしていることも注意すべきであろう。

さらに、古代「えみし」が弓矢を善くしたことは続日本後記承和四年二月八日条に「況弓馬戦斗。夷獠之生習。平民之十不能敵其一」と記され、新唐書東夷伝にも「珥箭於首。令人載瓠立数十步。射無不中。」と特筆されているほか、窺うに足る史料に乏しくないが、特に性靈集所収の贈野陸州歌並序には「髻中挿著骨毒箭。……彎弓飛箭誰敢囚。苦哉辺人每被毒。」の句があつて、彼等が骨製の毒矢を用いたことが明らかにされる。しかも、この毒矢の使用については袖中抄に載せられた頭輔の「あさましや千島のえそか作るなる」とつきの矢こそひまはもるなれ」の歌と、「頭昭云と

「えみし」「えぞ」の異同と「えみし」アイヌ説

つきのやとはおくのえひすは鳥の羽のくきに附子という毒をぬりてよろひのあきをはかりていとへり附子矢といふはこれなり」という註記と共に、鎌倉時代の「えぞ」にもこの風が存したことを示すと同時に、すでに「ブシ」の語が見えており、諏訪大明神絵詞にも「彼等の用る所の箭は魚骨を鏃として毒薬をぬり」とあつて、中世の「えぞ」が毒矢を使用したことを確認し得る。また、近世の「えぞ」については、氏郷記に「又夷人二人ヲ毒矢ヲ射サセン為ニ城中ニ籠ラセケルカ」とあり、南部根元記、祐清私記、奥羽永慶軍記などにも、同じく毒矢を射させるために「えぞ」を伴つた由を記している。その中には松前の「えぞ」すなわちアイヌと断じ得るものも含まれており、アイヌの毒矢そのものであつたことが知られる。要するに、古代「えみし」と「えぞ」及びアイヌはその居住地が、本州か北海道かのいづれにあつても、すべて一貫して毒矢を用いたのであつて、われわれの祖先にその習俗を見ない点を重視すべきである。

その他、飲血の風や、白鹿の崇拜も、古代「えみし」と近世「えぞ」の間に共通した風習と認められ、東北地方特に北部一帯に、ナイ、ベツなどのアイヌ語と思われる地名が多数存在することは、前述の如くであり、古代から近世に至るまで居住していた蝦夷すなわちアイヌの存在を承認した上で、はじめて理解し得るところであろう。古代「えみし」が言語を異にし、通訳を必要としたことも文献の上から立証し得る。^(註42)

かくて、「えみし」と「えぞ」は遠く古代から本州の東北部に住んだ異族であり、今日のアイヌの祖先と認むべきことが明らかにされたと思う。本稿とは別の観点からする研究によつても、同様の結論がえられることは、既に公にした拙文によられたい。^(註43)

(一九六二・一〇・一六初稿)

追記

本稿に引用した古文献のうちには原典に当り得なかつたものがある。明記して大方の叱正を請いたいと思う。

註 1 人種、民族ということばの欠点を補うために、便宜上旧稿にひきつづき、種族ということばを體質、文化を同じくし、一定の地域に居住する人びとの意味に用いた。

2 “えみし”を辺境の民と解したり、北海道のアイヌが中世に至つて、はじめて本州北端部に南下したとする説は、「蝦夷」(古代史談話会編)に収められた田名綱宏の「古代蝦夷とアイヌ」をはじめ、氏家典典「蝦夷の抵抗とその背景」(文化十九―五)、菊池山哉「蝦夷とアイヌ」などに力説されている。

3 金田一京助「アイヌの研究」。

4 日本紀略寛平五年閏五月十五日条。

5 日本紀略天慶二年四月十七日、五月六日、八月十一日条。

6 日本紀略天曆元年二月十八日条。

7 安倍頼良後に頼時と改む。

8 光貞の父は陸奥権守藤原説貞である。

9 奥州藤原氏の系図には異同が激しいが、田沢金吾氏の考定を拠るべきものと考えた。古代史談話会編「蝦夷」所収の田沢氏論文による。

10 註1参照。

11 「津軽一統志」首巻に「奥州五十四郡之内東終東日流六郡也。三郡は王領、三郡は鎌倉之知行也。当字に今津軽と書也。鎌倉九代將軍守邦親王之御時祐筆三郡書出下也。奥法郡二千余町馬郡三百町江流末郡五百町を十三湊郡と云。此三郡京役也。田舎郡二千八百町平賀郡二千八百町鼻和郡三千八百町此三郡は鎌倉役也。」とある。

12 「吾妻鏡」文治五年九月十七日条。

13 「吾妻鏡」文治五年十月廿四日条に「於出羽陸奥者。依為夷之地。度々新制にも除訖。偏守古風。更無新儀。」と見える。

14 大山梓「中世蝦夷」下野史学5、「諏訪縁起の蝦夷知識」陸奥史談23。

15 同 右

16 金田一京助「アイヌの研究」。

“えみし” “えぞ”の異同と“えみし”アイヌ説

17 同 右

18 今日の青森から津軽半島を北上し、当時外ガ浜と呼ばれた海岸から望むと、下北半島は島のように見える。従つて当時の地理的知識の貧弱さを併せ考えると、宇曾利などの地を島と見なしたことが理解される。特に主として海上を舟で往来したと思われるから、なおさら島と誤られ易かつたのではあるまいか。

19 この三種の「えぞ」については拙稿「文献に現われた蝦夷の分類的称呼について」(史学三三—一)参照。

20 東北地方北部に農耕が行われたからと云つて、未開の「えぞ」が全く姿を消したのではない。狩猟生活者と農耕生活者が同時に並び存したことは、筆者の力説してきたところである。拙稿(史学二五—三、二九—三、三三—一)参照。

21 喜田貞吉「奥羽地方に於ける蝦夷文化と藤原文化」(史迹と美術66)。

22 喜田貞吉「本州に於けるエゾの末路」(東北文化研究一—四)、「津軽領内に於けるエゾ関係史料とその研究」(同上二—二、三、四、五)による。

23 「氏郷記」「南部根元記」「三河後風土記」「奥羽永慶軍記」「天正南部記」に見えている。

24 菊池山哉「蝦夷とアイヌ」、喜田貞吉「本州に於けるエゾの末路」(前出)による。

25 菊池山哉、同前による。

26 同 右

27 「津軽一統志」附録にも、平賀、鼻和、田舎の三郡において、古くから狄が反抗したことが記されている。
一々掲げる煩をさけるが、「東北文化研究」誌上に載せられた諸論文で代表される。

28 喜田貞吉「大正乙丑宇鉄遊記抄」(東北文化研究二—五)

29 別本には「往古奥州の蝦夷といふは津軽南部の人々をさして云へる所なり。……多くは秀衡などの遺族なり。」とある。喜田貞吉「津軽領内に於けるエゾ関係史料とその研究」(前出)による。

30 菊池、田名網宏、註2に同じ。

31 伊能嘉矩「奥州地方に於ける夷種の残孽」(人類学雑誌三一—八)。

32 喜田貞吉は南部地方の「えぞ」につき、別の記録を挙げておられる。「蝦夷及びアイヌ人と縄文式石器時代人」(文化四—

- 十一)。音喜多富寿「下北地方に遺されたアツシ」(民間伝承二四―四)。
 34 拙稿、史学二五―三、二九―三、三三―一、三三―二参照。
 35 大山梓、註14参照。
 36 註34に挙げた拙稿を参照されたい。
 37 これら西欧人のアイヌ見聞記事は児玉作左衛門「デ・アンジェリスの蝦夷国報告書」(北方文化研究報告九)に纏められて
 いる。
 38 註34に挙げた拙稿において、たびたび論証を試みてある。
 39 たとえば高倉新一郎「北辺・開拓・アイヌ」の中にも幾多の例証を見ることが出来る。
 40 拙稿「蝦夷の文化とその種族」(史学二五―三)にやや詳しく記しておいた。
 41 金田一京助「えみしの国」(国学院雑誌五二)。
 42 拙稿(註40と同じ)参照のこと。
 43 註34参照。
 44 御成敗式目追加、一犯人断罪事 右為夜討強盜之張本 所犯無遁方者 可被行斬罪也 是則為相鎮傍輩向後也 其外至枝葉
 之輩者 可召進関東 可被流遣夷島也(下略)(文暦二年三月廿三日)
 45 一例として岩手県下閉伊郡田野畑村の例をあげておく。青木達夫「田野畑村のアイヌ遺跡と伝説」(民間伝承二四―四)。
 ※ 註においては敬称を省略させていただいた。